

【平成27年度税制改正大綱】には確定拠出年金（以下、DC）の拡充が盛り込まれた。

国民年金第3号被保険者（専業主婦／主夫など）、共済組合加入者（公務員）は、これまでDCに加入できなかつたが、改正後は個人型DCに加入できるようになる。企業型DC実施企業に勤めている会社員も、会社が定める規約によつては個人型DCにも併せて加入することが可能になる。

これらの改正は、本稿執筆日現在（3月8日）国会審議中の平成27年度の税制改正法案には含まれておらず、別途、国会提出される法案に盛り込まれる見込みだ。改正後の制度が実施されると、2～3年かかるだろう。

そこで、本稿では、まず現行制度におけるDCの税制について解説する。次回は、制度改正を踏まえた今後のDCの活用法

入された制度で、企業年金の積立金について所得税の課税時期を繰り延べる代わりに、その後延利息相当額について税を課すものであった。しかし、その後の金利水準の低下等を受け、平成11年度の税制改正で特別法人税は期限付きで課税停止され、以後、この期限は延長が繰り返され、現在の期限は平成29年3月31日までとなつている。

DCが導入されたのは平成13年度であるため、DCの積立金に対し特別法人税が課税されたことはこれまで一度もない。

可能性が低いとは思われるが、もし課税停止の期限が延長されなければ、平成29年度から特別法人税が課税されることになる。DCへの加入やマッチング拠出などを提案する際には、特別法人税の存在も説明しておきたい。

給付時の税制の原則

DCは60歳以後、個人ごとに

を検討する。

金控除は本人分の掛金を支払つた場合に限り控除できる。

2 運用時の税制

DCへの掛金の拠出時に課税は行われない。事業主の掛金は事業主側にとつては損金算入される。従業員にとつては給与として扱われず所得税等（復興特別所得税・住民税を含む。以下同じ）の課税対象とならない。

企業型DCにおける従業員のマッチング拠出や、個人型DCにおける拠出は小規模企業共済等掛金控除の対象となり、掛金の全額が控除される。

なお、個人型DCへの掛金や企業型DCにおける従業員のマッチング拠出は「社会保険料控除」ではなく「小規模企業共済等掛金控除」である点には要注意である。社会保険料控除は、自分の分の保険料に限らず、生計を一にする配偶者等が負担すべき保険料について支払った場合も控除ができる。こ

最新制度

Vol.01

改正前に押さえておきたい
確定拠出年金の現行税制

シングタンク研究員による 読み解き！ 最新制度

図表1 公的年金等控除額

公的年金等の収入金額	65歳未満の控除額	65歳以上の控除額
130万円以下	70万円	
130万円超330万円以下		120万円
330万円超410万円以下	収入金額×25%+37.5万円	収入金額×25%+37.5万円
410万円超770万円以下	収入金額×15%+78.5万円	
770万円超	収入金額×5%+155.5万円	

（出所）法令をもとに大和総研作成

これらによつて、DCの拠出時に所得税等が軽減される額よりも、DCの給付時に所得税等が課税される額のほうが一般的

4 年金給付時の課税

DCから老齢年金として受け取る場合、雑所得として所得税・住民税の総合課税の対象となるが、所得金額の計算上、公的年金等控除の適用を受けられる。

もつとも、厚生年金の加入者がこれに加えてDCから老齢年金を受け取る場合、DCからの給付額は実質的には公的年金等控除の恩恵を受けられない可能性が高い。図表1の公的年金等控除額の表を確認してほしい。

65歳以上の年金受給者の公的年金等控除額は、公的年金等収入が330万円以下の範囲では120万円で一定である。厚生年金を受け取る者の年金額（本人分、基礎年金を含む）は年150万円～250万円の範囲であることが多い。DCからの給付額が例えば年50万円である場

れに対し、小規模企業共済等掛金控除は本人分の掛金を支払つた場合に限り控除できる。

DCで積立金を運用している際、DC内で購入している金融商品の利子・配当・譲渡所得などの運用益を得ても所得税等は課税されない。これらの運用益は、DC内で再投資される。給付時まで所得税等を課税されず課税されない。これらの運用益に複利で運用を続けられるのがDCの利点である。

ただし、DCには積立金の残高に対する毎年の課税という仕組みが用意されている点には注意しておきたい。それは、「特別法人税」というもので、DCのみならず確定給付企業年金や厚生年金基金などの企業年金制度において、毎年、積立金の残高に対し約1・2%の税率で税を課すものである。

特別法人税は、昭和37年に導

合、先ほどの金額を加えたとしても公的年金等控除額は120万円で変わらない。すなわち、DCからの給付額が全額「所得」に加算されることとなるのだ。

一方、自営業者が国民年金に加えて個人型DCに加入するようなケースでは、国民年金の給付額は年120万円に満たないため、DCからの給付部分についても公的年金等控除の恩恵を受けることができるだろう。

一時金給付時の課税

DCから老齢一時金として受け取る場合、退職所得として分離課税の対象となる。退職所得であるため、原則として退職所得控除額を差し引いた後の金額の2分の1について、分離課税となり累進税率の適用を受ける。退職所得控除額は、図表2の算式で求められる。DCの老齢一時金において、退職所得控除額を計算する際の「勤続年数」は、

算式で求められる。DCの老齢

一方、自営業者が国民年金に

加えて個人型DCに加入するよ

勤続年数	控除額
20年以下	40万円×勤続年数（下限80万円）
20年超	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

（出所）法令をもとに大和総研作成

图表2 退職所得控除額

企業型DCの加入期間および個人型DCの加入期間に置き換える（他制度からの移管金も含まれる場合、他制度における加入期間も通算される）。ただし、拠出を行わない「運用指団者」であつた期間は加入期間にカウントされない。

退職金も受け取る場合



是枝俊悟●これえだ・しゅんご
大和総研研究員 CFP®認定者・社会保険労務士
金融・証券税制個人に関する税・社会保険などを中心に調査分析・提言活動等を行なう。
近著に『徹底シミュレーション あなたの家計はこう変わる!』(日本法令)

老齢一時金のほかに退職金の給付も受けれる場合、両者を合算した給付額から退職所得控除額を差し引いた後に2分の1を乗じて退職所得を算出する。

DCの老齢一時金を受け取る年と退職金を受け取る年が異なるときは、後に受け取るほうにおいて、原則として退職所得控除額の調整を受ける。すなわち、DCの老齢一時金を受け取る年と、退職金を受け取る年を異なる年としても、同一の勤続期間について二重に退職所得控除を受けることはできない。

退職金とDCからの給付の両方を受け取られる者はDCの給付時にどのような点に注意すべきだろうか。

退職金とDCからの老齢一時金を合計しても退職所得控除額が、退職所得には累進税率が適用されるため、2つの年に分けて受け取ったほうが税率が下がり、税負担が減ることが多いためだ。

付時の所得税等は非課税となる。このような場合は、DCからの給付は一時金を選択したほうが税制上有利だろう。

退職金とDCからの老齢一時

金を合計すると退職所得控除額を上回る場合は、DCからの給付について一時金と年金のどちらで受け取るほうが税制上有利かの判断は難しい。

もし一時金で受け取る場合に、可能なならば、退職金を受け取る年とDCからの老齢一時金を受け取る年が異なるようにしたほうが、税制上有利になる可能是高い。退職所得控除額を二重に控除することはできないが、退職所得には累進税率が適応されるため、2つの年に分けて受け取ったほうが税率が下がり、税負担が減ることが多いためだ。

同じ年において、DCからの

